制定 平成29年3月22日 原規総発第1703227号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程(原規総発第1511273号(平成27年11月27日原子力規制委員会決定))第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会平成29年度年度重点計画を次のように定める。

平成29年3月22日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会平成29年度年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会平成29年度年度重点計画」を別添のとおり定める。

原子力規制委員会 平成29年度重点計画

平成29年3月 原子力規制委員会

くまえがき>

原子力規制委員会では、IAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格 運用するため、平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとと もに、これに基づいて平成27年2月に原子力規制委員会第1期中期目標を策定した。

当該中期目標を踏まえ、毎年度、重点的に取り組むべき事項として、年度重点計画を定めており、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)に基づく政策評価に用いる政策体系とともに、平成29年度の重点計画を定めるものである。各部署においては、本年度重点計画を踏まえて平成29年度業務計画を定めるものとする。

目次

7	平成 29 年度政策体系	1
Ι	原子力規制行政に対する信頼の確保	3
1	. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	3
2	2. 組織体制及び運営の継続的改善	4
3	B. 国際社会との連携	5
4	4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	6
I	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	7
1	. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	7
2	2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	8
3	3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	12
4	4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	12
5	5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	12
Ш	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	13
1	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	13
2	2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	13
3	3. 放射線モニタリングの実施	14
IV	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	15
1	. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	15
2	2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	16
3	3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	17
V	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1	. 核セキュリティ対策の強化	20
2	2. 保障措置の着実な実施	21
3	3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携(再掲)	22
VI	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	23
1	放射線防護対策の充実	23
2	2 危機管理体制の充実・強化	26

平成 29 年度政策体系

政策目標(組織目標):原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標	PDCA 管理番号
原子力規制行政に対する信頼の確保	
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	
1.1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	I .1.1.①
1.2. 外部とのコミュニケーションの充実	I .1.2.①~④
2. 組織体制及び運営の継続的改善	
2.1. マネジメントシステムの本格的な運用	I .2.1.①
2.2. IRRSにおいて明らかになった課題への対応	I .2.2.①
3. 国際社会との連携	
	I .3.①②
4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応	
	I .4.①②
5.その他	
	I .5.
原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	
(原子炉等規法関係)	
1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	
1.1. 規制制度や運用の継続的改善	Ⅱ.1.1.①~④
2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施	
2.1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	Ⅱ.2.1.(1)
2.2. 実用発電用原子炉に係る保安検査の実施	Ⅱ.2.2.①
2.3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施	Ⅱ.2.3.①②
2.4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施	II .2.4.①②
2.5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	Ⅱ .2.5.①
2.6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	II .2.6.①②
2.7. 火山活動のモニタリングに係る検討	Ⅱ.2.7.①②
2.8. もんじゅへの対応	Ⅱ .2.8.①
2.9. 東海再処理施設廃止等への対応	II .2.9.(1)
2.10. 審査結果等の丁寧な説明	II.2.10.(1)
2.11. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施	Ⅱ.2.11.①
3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
(放射線障害防止法関係)	Ⅱ.3.①
(放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善	
4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善4.1. 放射線障害防止法に係る制度整備	Ⅱ.4.1.①
4.1. 放射線障害防止法に係る制度登備 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	ш.4.1.()
	π ε 1 🗇
5.1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	Ⅱ.5.1.①
6. その他	T. 0
	П.6.

	施策目標	PDCA 管理番号
Ш	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	
	1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	
		Ⅲ.1.①
	2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	
		Ⅲ.2.①②
	3. 放射線モニタリングの実施	
		Ⅲ.3.①
	4. その他	
		Ш.4.
IV	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	
	1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	
	1.1. 規制基準の継続的改善	IV.1.1.(1)(2)
	1.2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	IV.1.2.(1)
	2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	
	2.1. 安全研究の推進	₩.2.1.①~④
	2.2. 国内外のトラブル情報の収集・分析	W.2.2.1)2
	3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	
	3.1. 人材の確保	IV.3.1.(1)~(3)
	(人材の育成)	
	3.2. 研修体系の整備	Ⅳ.3.2.①
	3.3. 力量管理	₩.3.3.①
·	3.4. 知識管理	IV.3.4.①
	4. その他	
		IV.4.
V	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	
	1. 核セキュリティ対策の強化	
	1.1. 核セキュリティ上の課題への対応	V.1.1.①~④
	1.2. 核物質防護検査等の実施	V.1.2.①
	2. 保障措置の着実な実施	
		V.2.①~⑤
	3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	
		V.3.①
	4. その他	
		V.4.
VI	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	
	1. 放射線防護対策の充実	
	1.1. 放射線審議会の機能強化	VI.1.1.①
	1.2. 原子力災害対策指針の継続的改善	VI.1.2.①
	1.3. 放射線防護に係わる安全研究の推進	VI.1.3.①
	1.4. 放射線モニタリングの充実	VI.1.4.①~⑦
	2. 危機管理体制の充実・強化	
	2.1 緊急時対応能力の強化	VI.2.1.12
	2.2 原子力事業者防災の強化	VI.2.2.①~③
	2.3 通信ネットワーク設備・システムの強化	VI.2.3.①
	3. その他	
		VI.3.

- ※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。
- ※2. 政策評価実施単位は、I~VIとする。

Ⅰ 原子力規制行政に対する信頼の確保

- 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保
- 1. 1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保
 - ①原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために 定めた行動規範等を厳格に運用する。意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の 開示を徹底し、説明責任を果たす。

【評価の視点】

・年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、業務を行ったか。

1. 2. 外部とのコミュニーションの充実

①国内外の多様なコミュニケーションに関する取組の充実

被規制者との安全性向上に係る意見交換を実施すること、行政手続法で要求されない 案件についても積極的にパブリックコメントを募ること、海外の専門家との意見交換を 実施すること等により、国内外の多様な意見に耳を傾ける。

また、被規制者と面談を行った場合の議事要旨(年度内に掲載するもの全て)について、本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に 伝わる記載とする。

【評価の視点】

- ・年度を通じて国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。
- ・年度を通じて本庁分だけでなく原子力規制事務所も含めて被規制者とのやり取りの要点が明確に伝わる記載となったか。

②情報管理システムの整備に向けた取組

米国 NRC の ADAMS を参考にした情報管理システム整備に向けた年度計画を第1四半期までに策定し、以降同計画に基づき、情報を検索するためのキーワードの確定、業務フローの整備を実施するとともに、情報システムの要件定義及び仕様を年度内に確定する。

【評価の視点】

年度内に完了させたか。

③原子力規制委員会の取組についての情報発信の強化

専門的内容を平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを、社会的な要求の高まりなどを踏まえながら必要に応じて作成する。

その際には、使用が避け得ない専門用語については解説を付与する等の工夫をする。

【評価の視点】

・社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。

④被規制者とのコミュニケーションの充実

被規制者とのコミュニケーションを円滑に行うため、新規制基準適合性審査の結果や ヒアリングでの指摘事項等を含む議事録及びその他の面談録について速やかな公開等 を行う。

【評価の視点】

特段の理由がない限り、規定どおりの日数で公開できたか。

2. 組織体制及び運営の継続的改善

2. 1. マネジメントシステムの本格的な運用

(1)改善ロードマップに沿ったマネジメントシステムの改善

安全文化・核セキュリティ文化の醸成や規制の改善につながるものとなるよう、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」(平成 28 年 11 月 22 日原子力規制委員会決定)に沿って、IRRS において明らかになった課題を踏まえ、マネジメントシステムの継続的な改善を行う。

まず、トップから語りかけ、組織文化・安全文化(核セキュリティを含む)の醸成を図るため、年度内に各委員と職員との対話を一巡するとともに、マネジメントシステムに関するEラーンニングを開始する。

また、現場の声を吸い上げ、業務品質を向上させるため、平成 29 年度実施施策に関してマネジメントシステム (PDCA) 及び政策評価等の統合的な運用を開始するとともに、業務マニュアル類の体系的整理について上半期に方針を示しつつ、各部等の課題を確認し、平成 29 年半ばに更に必要となる作業を整理する。

内部監査について、テーマ別監査の導入など方法を改善し、計画的に進める(年度内 5 部署程度)とともに、随時、個別の案件について点検を行う。

【評価の視点】

・期限があるものについては期限内に完了させたか。内部監査等によって業務改善につ ながったか。組織内に教訓事例や良好事例の水平展開を図ったか。

2. 2. IRRS において明らかになった課題への対応

①IRRS で明らかになった課題に的確に対応

原子力規制委員会の組織体制及び運営の継続的改善のため、「IRRS において明らかになった課題への対応について(平成 28 年 4 月)」及び平成 29 年度業務計画に沿って、改善に向けた取組を実施する。その一環として、放射線防護グループと原子力規制部の組織再編・体制整備を円滑に行う。

引き続き、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門委審査会の評価や助言を得つつ、 勧告及び提言並びに IRRS 報告書から汲み取るべき事項への対応を進める。

また、IRRS フォローアップミッションの受け入れも念頭に置いて進捗管理を行う。

【評価の視点】

• IRRS において明らかになった課題に対応する平成 29 年度業務計画を完了させたか。

3. 国際社会との連携

①国際機関との連携及び国際社会への貢献

関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。

その実施にあたっては、原子力規制庁全体でマネジメントし、継続的に二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。

特に、米国への原子力規制庁職員の派遣を含む米国規制機関との連携を円滑に実施するとともに、平成29年10月が提出期限である使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の第6回国別報告を期限内に作成・提出する。また、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)の日本開催、及び同会合の下での合同防災訓練における3機関間の通報訓練を実施する等緊急時における3機関間の連携の強化に取り組む。

- ・国際社会における原子力安全向上に向けて相応の貢献を行うとともに、世界の知見等 を情報収集し、必要に応じ、我が国の原子力規制の継続的改善に向けて適切な対応を 行えたか。
- ・庁内の国際活動のマネジメント、情報共有、フォローアップ等のシステムが適切に機 能しているか。

②国際人材の確保及び育成に係る取組

引き続き、国際人材の確保・育成に取り組む。

特に、IRRSにおいて明らかになった課題を踏まえ、国際ピア・レビューに貢献できる人材として、経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。

【評価の視点】

・国際人材、国際ピア・レビュー人材の質・量が向上したか。

4. 法的支援、訴訟事務への着実な対応

①訟務事務、不服申立て事務についての着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務、不服申立て事務について関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。

また、平成 29 年度組織改編に伴う体制の拡充を踏まえ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するため、新しい知見の収集を始め、それらに活用できる調査を行っていくこととする。

【評価の視点】

- ・年度を通じ、訴訟事務や不服申立て事務に係る業務量の推移に応じて体制を構築し、 業務を遂行できたか。
- ・年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。

②各部署の着実な法令等の立案及び運用支援

法令等の立案・作成や手続的な課題について検討を行い、改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。

また、平成 29 年 4 月に組織改正があるため、これまでの審査の実績等を勘案し、運用や体制の変更、委員会規則等の整備などを行うことで、審査の計画的な実施、効率化及び適正化を図る。

あわせて、必要に応じてマニュアル等を作成し、庁全体の法令等の立案技術の向上を 図る。

- ・年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援する。
- ・組織改正に伴う審査・決裁プロセスの変更による混乱を生じさせないようにする。

Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

1. 1. 規制制度や運用の継続的改善

①法案審議への対応

「原子力規制委員会の検査の実効性が担保されるよう、関連法令を改正するべき」との IRRS において明らかになった課題を踏まえ、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下、「原子力安全対策関連法改正法」という。)成立に向け、今後の国会審議に真摯に対応する。

【評価の視点】

国会の理解を得られるよう法案審議に真摯に対応したか。

②法改正に伴う規則等改正を含めた制度運用の検討

原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度 運用の検討を行う。その際、検討チーム等における検査制度の詳細検討については、継続して実施し、規則案・運用ガイド案等の作成、試運用の準備等を行う。

【評価の視点】

規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討ができたか。

③保安検査の在り方に関する検討

これまで試行してきた検査手法の有効性等の検討結果を踏まえ、保安検査・保安調査ガイド又はマニュアルの改定を行う。

【評価の視点】

・保安検査・保安調査ガイド・マニュアルの改定を行ったか。

④被規制者との安全性向上に係る意見交換

事業者(経営責任者)との意見交換を月に1回程度の頻度で実施する。

また、事業者(原子力部門の責任者)との意見交換を当面、2、3ヶ月に1回程度の頻度で実施する。

【評価の視点】

・計画に従い、効果的な意見交換ができたか。

2. 原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施

2. 1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

①実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

新規制基準適合性に係る新規制基準適合性審査及び検査の各申請(特定重大事故等対処施設に係る申請を含む。)に基づき、厳正かつ適切に審査及び検査を実施する。

【評価の視点】

・審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、厳正かつ適切に審査や検査 を実施できたか。

2. 2. 実用発電用原子炉に係る保安検査の実施

①実用発電用原子炉に係る保安検査の実施

施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。

【評価の視点】

事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。

2. 3. 核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施

①核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査等の実施

新規制基準の適合性審査に関し、既に申請された施設や、今後新たに申請される核燃料施設等について、施設の潜在的リスクを踏まえたグレーデッドアプローチを適用するとともに、申請者における作業進捗を確認しつつ厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施する。

【評価の視点】

・審査の進捗や論点を随時原子力規制委員会に報告しつつ、施設の潜在的リスクを踏ま えたグレーデッドアプローチの適用により、必要に応じ事業者に規制の考え方の解説 等を行いながら、厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。

②核燃料施設等のその他の検査等の実施

新規制基準適合性審査以外の審査、検査及び安全性確認についても遅滞なく適切に実施していく。

【評価の視点】

・法令に基づき厳正かつ適切に審査、検査及び安全性確認を実施できたか。

2. 4. 核燃料施設等に係る保安検査等の実施

①核燃料施設等に係る保安検査等の実施

施設の状況を踏まえ、保安検査を適切に実施し、事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。

また、核燃料物質の使用施設に対しては、核燃料施設等保安検査実施要領を改定して、 当該施設が有するリスク等を考慮した上で違反の有無の判定等を行う。

【評価の視点】

- 事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。
- 核燃料物質保安検査実施要領の改定を行ったか。

②核燃料施設等に係る立入検査の実施

核燃料使用施設等(41条非該当施設)に対して、立入検査を計画的に実施し、事業者の保安活動を確認するとともに、安全性の向上に向けた事業者の自律的な取組を促す。 【評価の視点】

・計画的に立入検査を実施し、事業者の保安活動の向上につながる検査ができたか。

2. 5. 原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

①原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

個別の原子力施設でトラブルが発生した場合には、事業者が行う原因究明と再発防止対策が適切に行われていることについて、規制当局として独立した立場で確認し、評価する。

【評価の視点】

事業者の対応の適切性を独立した立場で確認・評価できたか。

2. 6. 実用発電用原子炉の運転期間延長認可等に係る審査の実施

①実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査の実施

運転期間延長認可の申請があった場合には、厳正かつ適切に審査を行う。

【評価の視点】

・期限を念頭に置きつつ、運転期間延長に係る審査を厳正かつ適切に実施できたか。

②実用発電用原子炉の高経年化対策制度に係る審査の実施

高経年化対策制度に関し、運転開始から 30 年以上を経過する実用発電用原子炉に対して事業者が実施する 10 年ごとの高経年化対策(保安規定の変更認可)についても厳正かつ適切に審査を行っていく。

【評価の視点】

・高経年化対策制度に基づく保安規定の変更認可について、厳正かつ適切に審査ができ たか。

2. 7. 火山活動のモニタリングに係る検討

①原子炉の停止等に係る判断目安の検討

原子炉の停止等に係る判断の目安について必要なデータを収集し、原子炉安全専門審査会の火山部会において、検討を進める。

【評価の視点】

必要なデータ収集を行い、検討が進んだか。

②原子炉設置者によるモニタリング結果に関する評価

原子炉設置者によるモニタリング結果について、評価を行う。

【評価の視点】

・モニタリングを実施している事業者からの報告を適切に評価できたか。

2. 8. もんじゅへの対応

(1)高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る対応

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を順次実施する。

【評価の視点】

・監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施したか。

2. 9. 東海再処理施設廃止等への対応

①東海再処理施設の廃止措置に係る対応

東海再処理施設の廃止措置が安全かつ迅速に進むよう、監視チーム会合の実施、廃止 措置の審査基準の改定等を順次実施する。

また、機構の施設の廃止に向けた取組について、その対応状況を確認するとともに、 機構の廃棄物処理・処分への取組を監視チームで適切に確認していく。

【評価の視点】

・監視チーム会合の実施、廃止措置の審査基準の改定等を実施したか。

2. 10. 審査結果等の丁寧な説明

①新規制基準適合性審査等の結果の丁寧な説明

原子力規制委員会が行った新規制基準適合性審査等の結果について、立地自治体等の 要請を踏まえて、丁寧に分かりやすく説明を行う。

【評価の視点】

・立地自治体等からの要請を踏まえた対応が実施できたか。

2. 11. 安全性向上評価に関するガイドの整備と制度の適切な実施

①安全性向上評価に関するガイドの充実と制度の適切な実施

事業者から最初の届出が予定されている実用発電用原子炉について準備を行い、「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」に基づき確認を行うとともに、記載内容の改善を図る検討を行う。

また、「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」の充実のため、確率論的リスク評価手法の技術的知見を収集する。

- 事業者からの届出について適切に確認できたか。
- ・加工施設及び再処理施設の運用ガイドの改正に向けた検討を行ったか。
- 記載内容の改善を図る検討を行ったか。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

①原子力安全と核セキュリティの調和に係る適切な実務に向けての取組

平成 29 年度に運用開始予定の核物質防護情報取扱者指定制度(仮称)について、適切に運用するほか、被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて 実効性のあるものとするための検討を行う。

【評価の視点】

- ・制度の運用開始に際し適切に対応したか。
- ・被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討が進んだか。

4. 放射線障害防止法に係る規制制度の継続的改善

- 4. 1. 放射線障害防止法に係る制度整備
 - ①放射線障害防止法に係る制度整備の促進

原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度 運用の検討を行う。

【評価の視点】

- 規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討ができたか。
- 5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施
- 5. 1. 放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査
 - ①放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

国内に約 8,000 ある放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請について、放射線障害防止法に基づく審査を厳正かつ適切に行うとともに、年間約 300 件の立入検査を厳正かつ適切に行う。

また、登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に行う。

- ・放射性同位元素等取扱事業所等から提出される申請についての審査及び同事業所等へ の立入検査を厳正かつ適切に実施できたか。
- 登録認証機関等への立入検査を厳正かつ適切に実施できたか。

Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

①東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成 28 年度 12 月版)に示された一つひとつの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組むとともに、引き続き、実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った工事の実施や設備の性能等に係る検査を厳正かつ適切に実施する。

【評価の視点】

- ・中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導したか。
- ・また、実施計画の変更認可申請に対する審査及び認可された実施計画に従った検査に ついて、厳正かつ適切に実施ができたか。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

①継続的な事故の分析

東京電力による調査の進捗状況等について確認するとともに、必要に応じて現地調査を実施する。

【評価の視点】

・東京電力による調査の進捗状況を確認し、必要に応じて現地調査等を実施したか。

②事故の分析に係る情報発信等の取組

事故の分析に係る成果を海外に積極的に発信するとともに、国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。

【評価の視点】

事故分析成果の海外への発信により国際的な原子力の安全向上の貢献できたか。

3. 放射線モニタリングの実施

①東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリン グの実施

東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、 関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング(帰還困難区 域等を対象とした詳細モニタリングを含む)及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、 それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供する。

IAEA との共同モニタリングを進め、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。

- ・モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表できたか。
- ・データの信頼性について IAEA から評価を受けたか。

IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 1. 規制基準の継続的改善

①規制基準の見直し

規制基準等について、最新知見反映プロセス等を踏まえつつ必要な見直し等の検討を 行う。

特に、有毒ガス防護、高エネルギーアーク損傷対策、竜巻影響評価に関して、第1四半期を目途に規則等の改正、関連ガイドの制定・改定を行う。

また、使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスクによる発電所内貯蔵、発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して検討を行い、第2四半期を目途に必要な規則等・ガイドの改定等を行う。

さらに、安全文化醸成活動評価ガイド及び原因分析活動評価ガイドについて年度内を 目途に制定する。

【評価の視点】

- ・最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行っているか。
- ・期限内までに実施できたか。

②民間規格の活用

民間規格の活用の在り方について、第2四半期を目途に課題・論点を整理し、原子力 規制委員会において検討を行う。

また、維持規格の技術評価について、第2四半期を目途に技術評価書の策定、技術基準規則解釈の改正等を行う。

【評価の視点】

それぞれの期限内までに実施できたか。

1. 2. 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

①廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

中深度処分について、放射線防護基準の考え方を取り込んだ規制基準等の骨子案について第1四半期を目途にとりまとめ、規制基準等の案を年度内に策定する。

また、IRRSにおける課題を踏まえ、原子力施設の廃止措置後のサイト解放基準の案について第1四半期を目途に取りまとめる。

【評価の視点】

・期限内までに実施できたか。

2. 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

2.1. 安全研究の推進

①安全研究の積極的な実施

「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(平成 28 年 7 月 6 日原子力規制 委員会)及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成 29 年度以降の 安全研究に向けて)」(平成 28 年 7 月 13 日原子力規制委員会)に基づき安全研究を実 施し、その成果については、NRA 技術報告、論文等により積極的に公表する。

【評価の視点】

・安全研究の成果を NRA 技術報告、論文等により積極的に公表できたか。

②安全研究の方針に関する策定

平成30年度以降の安全研究について、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針 (平成30年度以降の安全研究に向けて)」について第1四半期を目途に策定する。

【評価の視点】

・期限内までに実施できたか。

③安全研究企画・見直し進め方に基づく着実な実施

安全研究プロジェクトについて事前及び事後評価について第2四半期を目途に、中間評価について第3四半期を目途に、年次評価について年度末までに実施し、その結果を研究内容等に反映させる。

【評価の視点】

・期限内までに実施できたか。

4 国際共同研究プロジェクト活動への参画

構築した日本原子力研究開発機構安全研究センターと相互の人材交流の枠組みを活用し引き続き人材交流を行うとともに、国際共同研究プロジェクト活動に協力して参画する。

【評価の視点】

・積極的に人材交流及び国際共同研究プロジェクト活動の参画を行ったか。

2. 2. 国内外のトラブル情報の収集・分析

①国内外のトラブル情報に係る収集・分析

技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析する。

【評価の視点】

・国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を十分に収集・分析したか。

②収集・分析した情報の規制制度への反映等

国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向を分析した結果等により、必要であると判断された場合に、規制制度に反映する。また、規則制度を改正等した場合には、 それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。

【評価の視点】

・規制制度に反映することが必要であると判断された場合に迅速に規制制度に反映できたか。また、規制制度を改正等した場合に、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適正に実施したか。

3. 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

3. 1. 人材の確保

①実務経験者に関する人材の確保

安全審査・検査、原子力防災、安全研究等に係る体制強化のために優れた知識や技術を有する民間等の実務経験者の確保を継続的に実施する。

特に、平成 29 年度に増員となった定員分について、年度中に充足するように職員の採用を進める。

【評価の視点】

・平成29年度増員分に見合う、37名以上の採用者数を確保できたか。

②新規採用者に関する人材の確保

原子力規制庁独自の採用試験を有効活用しつつ、今後の活躍が期待できる若手職員を 採用し、原子力規制を担う職員を確保する。これら若手職員の採用に当たっては、第4 次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、女性職員を積極的に採用する。

- ・20 名程度の採用者数を確保できたか。
- 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%以上とできたか。

③原子力規制人材育成事業に関する取組

原子力規制人材を着実に進めることを目的として、原子力規制・原子力安全を担う人材を確保・育成するため、原子力規制人材育成事業を平成29年度も継続して実施するとともに、新規事業を公募・審査し、採択案件を決定し、事業を開始する。

【評価の視点】

適切な規模(1000万円~3000万円程度)の事業を3件~10件程度採択できたか。

3. 2. 研修体系の整備

①新検査制度等に対応する資格制度及び教育・訓練体制の整備

平成32年度から開始される新しい検査制度及び放射線規制に対応する原子力検査官、 放射線検査官、危機管理対策官、原子力安全審査官の力量を担保する資格制度を導入する。

また、既存の研修施設を有効に活用することなどによる教育・訓練の実施体制の整備 を着実に行うとともに、現検査官に対して新しい検査制度及び放射線規制に対応した追加的研修の受講を促進する。

- 平成29年10月までに資格制度を整備し、運用を開始したか。
- ・平成30年度初頭から新たな資格制度に基づく研修・訓練が可能になるよう、年度末までに教育・訓練の実施体制の整備を完了させたか。
- ・新検査制度に向けて追加的に受講すべき研修の特定及び補充の研修の企画を行い、プラントシミュレータを活用しつつ研修を実施できたか。
- ・原子力安全研修所の稼働率は60%以上であったか。

3. 3. 力量管理

①力量管理の運用と研修内容の充実

検査官等について、既存の標準キャリアマップの必要な改善を行うとともに、平成32年度に開始される新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラム作成を継続し、それに応じた標準キャリアマップの整備について検討を開始するとともに、力量管理システムの利用促進を検討する。

また、検査官等以外の職員については、整備されたキャリアマップを用いて力量管理の試行運用を開始するとともに、これを踏まえて研修ニーズの分析を行う。

【評価の視点】

- ・新しい検査制度に対応した教育訓練カリキュラムを踏まえた標準キャリアマップについて検討をすすめ、作成に着手したか。
- 力量管理システムの利用促進策が取りまとめられたか。
- ・検査官等以外の職員が力量管理の試行運用を開始し、これを踏まえて研修ニーズの分析を行い、研修企画に活用したか。

3. 4. 知識管理

①知識伝承・知識管理の推進

引き続きセミナーの開催などを通じて行政経験の伝承を行うとともに、前年度に作成した知識管理に係るガイドに則し、原子力規制委員会が保有する行政や技術に関する知識の伝承及び管理を進める。

【評価の視点】

・知識管理ガイドに則し、部署ごとに知識管理計画が整備され、進捗状況が評価されているか。

Ⅴ 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

1. 核セキュリティ対策の強化

1. 1. 核セキュリティ上の課題への対応

①IAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項についての対応

平成27年2月に受け入れたIAEAのIPPASミッションで示された勧告事項や助言事項について、IPPASフォローアップミッションに向け、関係省庁と連携しつつ、継続的な改善に取り組む。

【評価の視点】

・関係省庁とも連携しつつ、年度内に各改善事項を実施し、又はその方向性を決定できたか。

②職員の核セキュリティ文化醸成に向けた研修の着実な実施

職員の核セキュリティ文化醸成のため、研修等の場を通じ、職員各自が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う。

【評価の視点】

研修を計画的かつ適切に実施できたか。

③内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査

個人の信頼性確認及び防護区域への監視装置の設置に伴う核物質防護規定変更認可申請書の審査について、厳正かつ適切に行う。

【評価の視点】

・適切な期間で厳正に実施できたか。

④関係政令、規則等の整備に関する取組

原子力安全対策関連法改正法案成立後、速やかに関係規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討を行う。

【評価の視点】

規則等改正を含めた詳細な制度運用の検討ができたか。

1. 2. 核物質防護検査等の実施

①核物質防護検査等の厳格な実施

IAEAの最新の核物質防護に関する勧告等を踏まえ強化を図った事業者の防護措置の 状況について、プロセス型検査の手法も一層活用しつつ、個人の信頼性確認、緊急時・ 非常時における対応、サイバーセキュリティ対策、核セキュリティ文化の醸成等につい て、引き続き核物質防護検査等において厳格に確認していく。

【評価の視点】

・厳正かつ適切に実施できたか。

2. 保障措置の着実な実施

①我が国の保障措置活動の着実な実施

IAEA及び二国間原子力協力協定締約国との良好な意思疎通を図りつつ、IAEA保障措置 その他の国際約束を誠実に履行する。

また、日・IAEA保障措置協定の履行に伴い原子力施設内に設置する保障措置機器に起 因する安全上の問題が生じないよう、当該機器の管理上の責任・取扱いについてIAEA、 事業者、関係部署等との調整の上整理し、緊密な連携を図る。

【評価の視点】

- ・IAEAによる保障措置拡大結論(「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」 との結論)が得られたか。
- 保障措置機器の取扱いについて関係者間で整理ができたか。

②東京電力福島第一原子力発電所における保障措置

東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗に合わせた保障措置活動等について、IAEA等の国内外の関係各機関と緊密な連携を図りつつ継続して実施する。

【評価の視点】

・ IAEAによる保障措置拡大結論 (「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」 との結論) が得られたか。

③新たな保障措置検査項目に係る検討

核燃料物質の未申告の生成及び処理が行われていないことの確認を目的とする検査 (OSP-OS) の未実施施設への導入等、IAEAによる国レベル保障措置手法の策定に伴って 今後改訂が予定されている個別保障措置手法の検討を進め、必要な措置を講じるとともに、改訂された手法の実施に際しては、指定保障措置検査等実施機関等との連携を図る。

【評価の視点】

IAEAと合意する適切な時期に効果的に対応が講じられたか。

④我が国の保障措置活動に係る情報発信及び人材育成

我が国の保障措置の取組について、国際会議や原子力規制委員会ホームページなどを 通じて国際的に発信していくほか、関係部署と連携しつつ長期的観点からの保障措置人 材の育成方針の検討も継続的に行う。

【評価の視点】

- ・我が国の保障措置の取組に関する発信内容が、国際社会における我が国に対する信頼 醸成に資するものとなっているか。
- 採用、教育及びIAEA等への派遣等が計画的かつ効果的に行われているか。

⑤原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督

原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関である公益財団 法人核物質管理センターで発生した情報セキュリティ対応の不備を踏まえ、再発防止対 策の履行状況及び指定機関としての業務遂行状況について立入検査等を通じて適時に 確認し、必要な指導・監督を行う。

【評価の視点】

- ・核物質管理センターにおけるガバナンス体制が強化されたか。
- 暫定的な対策が着実に実施しているか。本格的な対策の準備が着実に進捗しているか。

3. 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携(再掲)

①原子力安全と核セキュリティの両立のための効率的な連携(再掲)

平成29年度に運用開始予定の核物質防護情報取扱者指定制度(仮称)について、適切に対応を運用するほか、被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるものとするための検討を行う。

- ・制度の運用開始に際し適切に対応したか。
- ・被規制者における評価や審査・検査における確認の仕組みについて実効性のあるもの とするための検討が進んだか。

VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

1. 放射線防護対策の充実

1. 1. 放射線審議会の機能強化

①放射線審議会の機能強化

原子力安全対策関連法改正法案成立後、放射線審議会に調査審議・提言機能が追加されることを踏まえ、放射線防護対策を推進する。

具体的には、職業被ばくに係る眼の水晶体の線量限度、ICRP2007年勧告等の国際的な 最新の知見について、国内法令への取り込みが急務であるものを中心に調査審議を行う とともに、関係行政機関からの諮問について適切に審議を進める。

【評価の視点】

- ・眼の水晶体の線量限度、ICRP2007年勧告等の国内法令への取り込みについて調査審議 を進めたか。
- 関係行政機関からの諮問について適切に審議を進めたか。

1. 2. 原子力災害対策指針の継続的改善

①原子力災害対策指針の継続的改善

最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針について、核燃料物質の輸送に係わる防護措置の在り方等に関し充実を図るとともに、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備等の原子力災害対策指針の具体化に向けた取組を進める。

- ・実用発電用原子炉及び核燃料施設等のEALの検討結果を原子力災害対策指針へ平成29 年度中に反映したか。
- ・直近の指針改正を受け、原子力災害対策特別措置法に係る政令及び規則の改正を平成 29年度中に行ったか。
- ・各支援センターを通じて道府県の原子力災害拠点病院等の指定に係る各種支援を行う。 実用発電用原子炉及び核燃料施設等のEALの検討結果を原子力災害対策指針へ平成29 年度中に反映したか。

1. 3. 放射線防護に係わる安全研究の推進

①放射線防護に係わる安全研究の推進

「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を実施し、規制の改善に必要な科学的知見を 得る。

【評価の視点】

・「放射線安全規制研究戦略的推進事業」の実施により、規制の改善に寄与する成果が 得られたか。

1. 4. 放射線モニタリングの充実

①原子力施設立地地域における緊急時モニタリング体制の充実

引き続き、緊急時モニタリングに係る制度の充実を図る。

また、地方放射線モニタリング対策官事務所の整備を行うとともに、全国の原子力施設立地地域におけるモニタリング資機材の整備拡充の検討を行う。

さらに、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。

【評価の視点】

原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の充実が図られたか。

②原子力艦寄港地の緊急時モニタリング体制の強化

佐世保、沖縄に原子力艦放射能調査専門官を配置するとともに、原子力艦モニタリングシステムと緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムとの接続を行い、緊急時モニタリング体制の充実を図る。

【評価の視点】

原子力艦寄港地における緊急時モニタリング体制の強化が図られたか。

③訓練等を通じた緊急時対応能力の向上

地方公共団体と訓練を行い、緊急時モニタリングセンターの運営及び関連機器・システムに係る習熟を図ること等により緊急時対応能力の向上に努める。

【評価の視点】

訓練等を通じた改善点の検討が行われたか。

④東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における陸域・海域の放射線モニタリン グの実施(再掲)

東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づき、 関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域の放射線モニタリング(帰還困難区 域等を対象とした詳細モニタリングを含む)及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、 それらの結果を取りまとめて国内外に分かりやすく情報提供する。

IAEA との共同モニタリングを進め、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上に努める。

【評価の視点】

- ・モニタリング結果を国内外へ遅滞なく公表できたか。
- ・データの信頼性について IAEA から評価を受けたか。

⑤全国の環境中の放射線等の測定

引き続き、地方公共団体等関係機関と連携して、全国の環境中の放射線及び放射能の 水準を測定・監視するとともに、定期的にホームページで情報提供する。

【評価の視点】

・地方公共団体等と連携して確実に測定・監視ができたか。

⑥原子力艦寄港地の環境中の放射線等の測定

原子力艦寄港地において、関係機関と連携して、原子力艦寄港時及び定期的に環境放射線及び放射能の水準を測定・監視するとともに、ホームページで情報提供する。

【評価の視点】

・関係機関と連携して確実に測定・監視ができたか。

⑦モニタリングの技術的事項の検討

モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を開催し、放射能測定法シリーズの継続的な改訂作業、モニタリングの 品質保証の制度作りに必要な技術的事項の明確化、補足参考資料(平常時モニタリング) の策定を行う。

- 放射能測定法シリーズの改訂案が作成できたか。
- ・モニタリングの品質保証の制度作りに必要な技術的事項の明確化ができたか。
- ・補足参考資料(平常時モニタリング)が策定できたか。

2. 危機管理体制の充実・強化

2. 1. 緊急時対応能力の強化

①原子力災害以外の危機管理対応に関するマニュアルの整備

各種危機管理対応マニュアルが常に最適なものになるよう見直しを実施する。 また、蓋然性の高い事態を優先して対応マニュアルの整備を進める。

【評価の視点】

- 上期中に指針の見直しを踏まえてマニュアル体系の在り方について検討したか。
- ・既存の防災計画の業務継続計画との関連、整合性の見直しを実施したか。

②防災訓練における機能強化の充実

総合防災訓練等を踏まえ、危機対応における意思決定の課題等に対応するための訓練 等について、その立案を第2四半期までに終了し、年度内に実施する。

【評価の視点】

それぞれの期限内に実施できたか。

2. 2. 原子力事業者防災の強化

①原子力事業者防災訓練に関する評価の充実

平成 28 年度原子力事業者防災訓練報告会における評価結果に対する議論を踏まえ、 緊急時対応センター(ERC)との情報共有、シナリオの難度、シナリオの多様化について は継続して改善が必要であり、引き続き評価のための業務マニュアル、評価指標を見直 す。

また、平成 29 年度原子力事業者防災訓練報告会において、前年度の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、原子力事業者との意見交換を行い原子力事業者の能力向上を目指すとともに、評価指標についても、必要な見直しを行う。

あわせて、防災対応能力の向上に資するコメント及び指摘を取り込めるように、評価のための業務マニュアルを継続的に見直す。

【評価の視点】

・年度内に実施できたか。

②原子力事業者防災訓練を通じた緊急時対応能力向上

緊急時対策所に派遣される職員及びERCプラント班が事故収束に関する情報共有をできるように、機器操作の習熟周知を図るとともに、原子力事業者防災訓練への活用等参加を通じて派遣職員へ指導する。

また、要員配置の変更及び機器の更新に伴う関係職員の機器操作能力の維持向上のため、定期的な訓練機会を設定するとともに、官邸プラント班等の主要な要員及び原子力規制委員・原子力規制庁幹部が参加する原子力事業者防災訓練を通じて対応能力の向上を図る。

【評価の視点】

・十分な回数実施でき、関係者の緊急時対応能力向上につながったか。

③原子力災害対策に関する関係省庁等との連携

防災基本計画の規定に基づき、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため関係省庁、原子力事業者及び電気事業連合会を構成機関とする原子力災害対策中央連絡会議を平成29年度中に2回開催する。

また、原子力発電所の立地地域においても、当該地域に所在する原子力災害対策中央連絡会議構成省庁の地方支分部局、当該地域を管轄する道県警察本部(必要に応じて当該地域の広域避難の避難先となる都府県警察本部)、消防、管区海上保安本部(必要に応じて当該地域を管轄する海上保安部)、自衛隊及び原子力事業者を構成員とする原子力災害対策地域連絡会議について、全地域、年度内に少なくとも1回開催する。

【評価の視点】

・期限内に開催し、情報共有し、連携が図られたか。

2. 3. 通信ネットワーク設備・システムの強化

①通信ネットワーク設備・システムの強化

通信ネットワーク設備における危機管理体制の一層の充実を図るため、危機管理用通信ネットワーク設備の脆弱性評価を実施し、必要に応じて対応を図る。

また、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにおける緊急時モニタリング結果を迅速に把握するための機能追加やシステム運用のあり方の検討を行う。

- 年度内に適切な評価(脆弱性の洗い出し)を実施し、必要な対応を図ったか。
- 原子力施設立地地域の緊急時モニタリング体制の強化が図られたか。